

## 65歳以上の方へ 令和5年度の介護保険料が決まります

申・問 地域包括支援課 ☎75-6033

令和5年度の介護保険料（年額）は、6月に確定した住民税の課税状況などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬に送付します。納める方法は次の2通りです。

災害や失業、長期入院など特別な事情で納付が困難となった場合は、ご相談ください。

### ●特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している人は、原則として年金から天引きされます。

4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料額は仮徴収額です。今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。

なお、新たに65歳になった人、佐賀中部広域外から転入した人などは、約6か月後から年金天引き開始となります。

### ●普通徴収（口座振替・納付書）

特別徴収以外の方は、口座振替または納付書で納付します。

4月から7月は仮に算定された保険料額を徴収していますので、今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付します。

### 低所得者に対する 介護保険料の減免

対象者は、介護保険料の減免申請ができます。くわしくは7月下旬に送付する令和5年度保険料の納入通知書に同封しているリーフレットを確認してください。



○納付には便利な口座振替をぜひご利用ください

お知らせ

## 全国大会等助成金（ふるさと振興助成金）のお知らせ

申・問 総合政策課 地域づくり係 ☎75-2116



多久市ふるさと振興助成金の一環で、一定の要件を満たす者に対し全国大会等助成金を交付しています。

### ■対象者（以下の要件をすべて満たす者）

- ・地区大会を勝ち上がるか、県もしくは協会などからの推薦などにより全国大会などに出場する人
- ・多久市内に住所を有する人
- ・多久市暴力団排除条例（平成24年多久市条例第13

- 号）第2条第4号に規定する暴力団等ではない人
- ・多久市の他の補助を受けていない人

### ■助成額 出場者1人につき2万円

### ■申請方法

申請書・誓約書を総合政策課または市ホームページで取得し、大会の15日前までに添付書類とともに提出してください。

もう草で悩ませません！ 毎月の定期除草で雑草の悩みを解決！

## 除草のサブスク

敷地30坪まで 3,850円(月額)～  
敷地31坪より 5,800円(月額)～

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0952-72-5161

空き家の活用、相続関係の相談など  
その他、住まいの問題を解決します

E・B・ONE  
TEL 0952-73-8060

防犯と除草で安心！

## 空き家巡回管理

ご自分たちで管理が難しくなった空き家はありませんか？

月額 5,500円  
年6回除草付

TEL 0952-37-3227

昭和3年創業、100年企業を目指して！

株式会社エグチ・ビルド

小城市三日月町三ヶ島702番地  
営業時間：月～金曜 9時～17時